

# 日本科学者会議 京都支部ニュース

10月号 No.464

2022年10月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/topics.html>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

## 目次

- ・10.29 日本の学術の「再生」をめざす講演会……………2
- ・『日本の科学者』読書会9月例会（9/19）の報告「8月号特集：現代民主主義を問う」……4
- ・寄稿：福島原発事故による健康被害について（その2）大倉弘之……………8
- ・随想：ある大学人の葬儀をめぐる思い出のこと 清水民子……………11
- ・「自然科学懇談会」再開と第36回例会のお知らせ……………12
- ・支部主催・関連行事案内……………13
- ・支部幹事会だより……………13

### <今年度会費の早期納入のお願い>

8月に送付した会誌に、2022年度会費未納の会員には請求書（郵便振替用紙）を同封しています。そこに記載の金額が請求額になります。この郵便振替用紙を使って納入をお願いいたします。過年度の未納会費がある方は、その分も請求させていただきます。なお、全国本部への会費納入は、月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なことになります。今年度会費の早期納入にご協力くださる様に切にお願い申し上げます。

（支部財政担当・細川）

## 10. 29 日本の学術の「再生」をめざす講演会

—権力による学問への攻撃を許さず市民とともに学術を発展させるために—

日時：2022 年 10 月 29 日（土）13 時 30 分～17 時（13 時、開場）

会場：同志社大学（新町キャンパス） 臨光館 R 3 0 1 教室（席数は約 400）

（地下鉄「今出川」駅 北出口から西へ徒歩 10 分）

### 講演

1. 永田和宏 氏（JT 生命誌研究館館長，歌人，京都大学名誉教授，京都産業大学名誉教授）

演題：学問における批判性 — 学術会議会員任命拒否問題 —

2. 池内了 氏（名古屋大学名誉教授）

演題 加速する軍学共同路線 — 安全保障に取り込まれる「学」—

3. 伊田久美子 氏（大阪府立大学名誉教授，日本学術会議連携会員）

演題：政治家による学術研究の名誉毀損；フェミ科研費裁判の争点

4. 吉中丈志 氏（公益社団法人京都保健会理事長，京都大学医学部臨床教授）

演題：七三一部隊と京都大学 — 学問の戦争への動員を許さないために —

※ IWJ で生中継（ライブネット配信）する予定です。

IWJ Independent Web Journal <<http://iwj.co.jp>>

主催：日本科学者会議京都支部

共催：京滋私大教連，京都府立公立大法人労働組合，京都府保険医協会、他

連絡先：竹中寛治（[tak.kanji@gmail.com](mailto:tak.kanji@gmail.com)），細川孝（[hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp)）

- ・日本科学者会議京都支部は，今日の日本における学術，学問の「危機」とも言える状況について，その「危機」の打開と再生の道は，一人，学問に携わる研究者だけでなく，社会を構成している市民との共同による多様な行動を展開してゆくことにありと考える，学術関係者や多くの市民の方に向けて，今回の「10. 29 日本の学術の『再生』をめざす講演会」を行うこととしました。
- ・講演会では，学術，学問にかかって多くの分野で生じていることや，過去における研究の軍事動員のことも含めて，現在の日本において重要であると考え 4 つの課題に絞って，それ

それぞれの分野に精通されている方から講演を行っていただき、それぞれの課題の現状と打開の方向を示唆していただくことを考えています。そして、その4つの講演内容から明らかにされた内容を総合すれば、現在の日本における学術、学問の現状の全体の把握に迫ることができ、そこから、市民との共同の新たな展開の次の一步につなげていけると考えています。

- ・講演内容にかかる学問、学術をめぐる動きの一端を紹介します。◎学術会議：日本学術会議は2017年3月24日、1950年の「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明並びに1967年の同主旨の声明の2つを継承することを確認しました。このことを敵視したのでしょうか、2020年9月成立の菅政権は発足直後に、説明無しに学術会議新会員6人の任命拒否を実行しました。以降2年間、政府による学術会議法違反及び6名の科学者の学問の自由の侵害状態が継続されたままとなっています。学術会議はこの8月に臨時総会を開催し、6人の任命を求めることを確認しました。◎軍学共同：岸田首相は7月の記者会見で要旨「NATOのGDP1%という数字を念頭に、5年かけて防衛力を抜本強化する」と述べ、現在のGDP比1%弱（約5.4兆円）の軍事費を、5年で倍増（約11兆円）することを示唆し、防衛省は来年度（2023年度）概算要求額を5兆5947億円としました。5月成立の経済安保法は、経済活動と科学技術研究を国家安全保障の柱に据え、軍事と一体化させて企業や科学者の研究に統制を強める法律です。骨組みと罰則だけの法律で、具体的内容は政府に白紙委任で国会を軽視しています。企業や科学者・技術者を罰則を伴う守秘義務で囲い込み、軍事力増強に従わせる法案です。学問の自由の侵害です。◎フェミ科研裁判：ある国会議員が、2018年来、「反日学者に科研費を与えるな」という攻撃をツイッター等でくり返し、国会質問も行いました。科研費検索サイト先を示し、「『慰安婦』とか『徴用工』とか『フェミニズム』とか入れて検索もできます」とツイート。また、原告の一人に対して「ねつ造はダメです。」等と書くなど、公正に審査された研究に対して根拠のない批判をくり返しました。学問の自由への正面からの攻撃に対し、研究者4人が「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判」を起こしたものです。京都地裁では不当にも敗訴となりましたが、現在、大阪高裁に控訴し、10月7日に第1回口頭弁論を迎えます。◎研究の軍事への動員—731部隊—：この4月、京都大学学術出版会から「731部隊と大学」が発刊され、京都大学医学部の教授であった複数の方からの論文や、被害者側からの論文も掲載され、人間に対する非道な行為を行うに至った731部隊の行動について、今日時点で新たな角度からの解明も行っています。この本に記述されていることも含め、学問の軍事への動員は人道にもとることしかもたらさないことを、絶えず明らかにしてゆくことが求められています。

## 『日本の科学者』読書会 9 月例会 (9/19) の報告

### 8 月号 特集：現代民主主義を問う

標記例会が 9 月 19 日 (月) 15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 6 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

#### 伊藤久徳「気候変動と民主主義の新しい仕組み」(報告：前田耕治)

IPCC 第 6 次報告書(2021)は、人間の影響が  
大気、海洋及び陸域を温暖化していることが  
確実であること、「気候危機」といえる段階に  
達したことを示した。著者は、地球全体と未  
来の視点、すなわち、100 年のスケールで科  
学的に未来から現在を捉える新しい枠組みが  
重要であるとして、「新しい枠組み」に対処す  
るための「民主主義」として 3 つの仕組みを  
提示した。

##### 「科学のもとに団結する」仕組み

地球の実態や未来を正しく把握・予測する  
ために、科学が行動指針となる必要性から生  
まれた。この表現は、グレタ・トゥーンベリ  
の言葉“Fridays For Future”のキャッチフ  
レーズである。

「市民と科学・科学者の間」と「科学と政  
治の間」で働く仕組みが重要である。「科学と  
政治の間」の民主主義的仕組みとして IPCC  
の例が挙げられた。IPCC 総会は各国の政府代  
表者からなるが、科学者からなる作業部会  
WG 評価報告書 (AR) を作り、そこから政策  
決定者向け要約 (SPM) が作成される。SPM  
は総会で逐語的に検討、承認され、各国の気  
候変動の政策の共通原則となる。

著者は、なぜ、IPCC で、科学と政治の良質  
な関係が築かれたかと問いかけ、条約締約国

会議 (COP) より先に IPCC が設立し、COP  
設立以降もその傘下に入らなかった独立性を  
挙げた。そこには、気候変動に対する科学的  
な評価を優先し、最良の科学者を迎え入れる  
側面が意識されていると分析した。

#### 市民が政治のプロセスに直接的な影響を強く 持つ仕組み

政府・官僚・議員は国や地方自体の「現在」  
に対応し、地球全体や未来に対処できないと  
いう問題意識から、市民が政治のプロセスに  
直接的に影響してこそ、気候変動問題への解  
決となる。

国際交渉と国内政治の場合の二つの例が  
挙げられた。

国際連合枠組条約機構 (UNFCCC) では、  
1995 から毎年 COP が開催され、国連憲章に  
おいて要件を満たす非政府組織 (NGO) に「協  
議上の地位」が与えられた。COP に参加権を  
もつ NGO は 2360 団体 (2019 年) と、20 年  
間で 6.3 倍に増加し、パリ協定 (COP21, 2015)  
の採択では、欧州連合と島国連合の間で情報  
の橋渡しの役割を果たした。

選挙型代議員制にかわる代替制度として、  
「ミニパブリックス」と呼ばれる、階層 (年  
齢や学歴など) ごとに、代表者を抽選で選出  
する制度が各地で実施されている。市民感覚  
に基づいた政策提案が可能であり、主体的で  
継続的な政治参画への道が開かれる。気候変

動問題への適用例として「気候市民会議」が開かれ、札幌の「気候市民会議さっぽろ 2020」や川崎の「脱炭素かわさき市民会議」などの開催例がある。後者を調べたところ、選挙名簿から無作為抽出で選ばれた川崎市民 3120 人から性別や年代のバランスを考慮しつつ、市民 60～70 人を抽選して会議が開かれている。

著者は、この方式において、市民と科学者の関係、すなわち、市民が主体的に問題意識をもったうえでの科学者との対話が肝要であると注意を喚起している。

### 地球全体と未来に対処できる仕組み

現在の民主主義の構成員は人間のみであるという「現在人間中心主義」への対案として提示された。「現在人間中心主義」の克服のためには、人間以外の構成員（環境）と未来の構成員への拡大が必要となる。「未来の構成員」とは 100 年先の問題であることを認識すべきである。「環境」と気候変動の関係は、IPCC の AR でも規定されている。

アドボカシー制度（意見や権利の表明が困難な人を代弁・擁護し、権利の実現を支援する制度）が有効であり、気候市民会議などでは、「環境」のアドボケート（代弁者）が、ものが言えない「環境」や「未来の人間」が主語・主体になるように意見表明する。

アドボカシー制度を含めた仕組みの意味は、第 1 に、「現在人間中心主義」を必然的に克服することにあり、環境と未来における構成員と視点の多様性や気候変動問題に対するバランスよい対処が可能となる。第 2 に、人間以外の構成員が主語・主体になることは、現在の人間の問題点を客観視し、厳しい対応が可能となる。第 3 に、論争に対して解決を見出

しやすい。例として原発の問題が挙げられた。

「現在の人間」の意見は二酸化炭素の排出抑制への貢献である一方、「未来の人間」の意見は廃炉処理と廃棄物の管理の押し付けへの抗議となる。気候変動問題は年齢による非対称性をとめない、若者の意見「未来の人間」と同等に重視すべきである。

### <意見交換>

- ・アドボカシー制度は、サイレントマジョリティの声を聴く方法として有効である。先の参院選では、保守的な教育や就職への影響から、若い層の本当の意見が反映されなかった。
- ・自然科学者らしいスケールの大きい論文であり、社会科学者にはない視点で学ぶところが大きい。

- ・民主主義の実現には、科学者の役割が大きく、環境（空間場所）と未来（時間）の視点からの拡大が重要であると感じた。

- ・経済学では、規範として利子率・利潤率と最低賃金、賃金率、保障率の関係を考え、下からの動きで資本をチェックする。人間の生活と生産手段の使い方を社会全体で考えること経済学や政治学が必要であり、そこに科学者の役割がある。

- ・実体経済より金融を相手にした方が儲かることから、利上げ操作が行われる。アベノミクスとの矛盾で円安、賃金抑制が起こる。生活、労働、生の尊厳（民主主義）を大事にしないと、実体経済はよくなるしない。

### 芦田文夫「民主主義的な『企業の変革』を」（報告：菅原建二）

人間の活動による地球環境の破壊、特に温暖化の進行の阻止は一刻の猶予も出来ない。このような危機を脱するために、2015 年の国

連総会では、全加盟国が一致して、SDGs（持続可能な開発目標）を採択し、「世界を変革するー社会・経済・環境を作り変える」ことを宣言した。その内容は17の「目標（ゴール）」と169の「ターゲット」からなり、その諸課題の構成は不可分に統合されている。本論文は、このSDGsのゴールとターゲットに基づいた、企業（なかんずく多国籍企業）の民主的な変革の可能性を論じている。

世界的には、2001年以来、経済人が自発的に、人権と労働権の尊重、雇用差別の撤廃、環境への責任など10原則が謳われている「国連グローバル・コンパクト（誓約）」をつくって、世界の企業に広げようとしてきた。2006年には機関投資家にも協力を求めている。

日本では、2016年にSDGs推進本部が設置され、「ビジネスとイノベーションーSDGsと連動するSociety5.0」の推進や「未来社会（超スマート社会）」の構想が打上げられた。しかし、科学技術の発展で当面する問題を解決できるとする考えは安易な楽観論であるとの批判が加えられた。労働者や市民からは、“SDGs ウォッシュ（うわべだけ）と揶揄され、広く逸脱や歪曲が指摘されている。経団連の諸文書では、「働き方の改革」との名目で、雇用の破壊を引き起こし、労働権や生存権の存立自体を危うくするとともに、非正規雇用者を増大させるとして批判されている。

1980年代以降、新自由主義政策への転換とともに、多国籍企業による資本の蓄積と循環がグローバル化し、「金融化」と「投機化」が進んで、各国の社会経済構造に深刻な矛盾をひき起こしている。実体経済の空洞化と奇形化、財政被綻やソブリン（国家債務）危機、によるマクロ経済調整（財政ー金融）制度の

弱体化と解体がもたらされ、事実上財政自主権が国際金融資本の手に握られていき、これまでの社会的保護制度（完全雇用と社会保障）も衰退し解体され、賃金の徹底的抑制、社会保障の削減、超過密労働と非正規雇用、ワーキング・プアの増大が顕著に問題化するようになった。

「国家一企業」の枠組みや多国籍企業の存在は、多くの国で持続可能な経済への転換の障害となりつつあり、「下からの」「外からの」全人類的な規制・制御を加えていかざるを得ないところに来ている。著者は、障害となる政策や活動で被害を受ける、労働者、消費者、市民、地域、あるいは取引調達業者、投資家などのステイクホルダー（利害関係者）が監視や規制などの社会的制御を加えていかざるを得なくなると指摘している。更に、これらの活動の基軸には、人間らしい（ディーセントな）生＝労働と生活が据えられ、その理念に基づいて企業などあらゆる中間的な諸組織をふくむ社会構成の全体が再編され、これまでの中間的な組織・組合・集団などの再蘇生が促されると考えている。

国連の採択したSDGsの7から11のゴールは、企業などが実現しなければならない基本的な内容と理念を示している。SDGsの最後の目標、平和およびパートナーシップは、諸主体の参画の仕方がこれまでにない民主主義的なアプローチとなるように機能する。前者は暴力・権力によらない平和と公正な参加という「ガバナンス」の在り方を示す。対等平等な諸個人ー集団の自発性に基づいた相互の協議（パートナーシップ）は、それらを間接的に誘導していく規範的な制度（基準と規則）による社会的な調整の仕組みである。

著者は最後に、「資本」はたえず支配と従属を強めていこうとするが、人間主体の側は「パートナーシップ」「アソシエーション」の力に依拠して「生存権」「労働権」「社会権」を押し上げていく以外にはなく、漸進的にその引き上げを積み重ねていくことの重要性を強調している。

### 徳田博人・他「辺野古のたたかいが日本の地方自治・法治主義に与えたもの」(報告：左近拓人)

この論文では、沖縄における米軍基地問題に対する取り組みについて詳解している。この問題は地方自治や法治主義を求める取り組みに重要な影響を与えてきた。辺野古新基地建設反対の取り組みから、その歴史的意義、将来にわたる日本の社会と国家との関係について照射している。

「辺野古への移設が普天間基地の危険性除去の唯一の解決策」：2013 年末に仲井眞弘多知事（当時）が沖縄防衛局に対する公有水面埋立承認処分をなして以来、安倍、菅および岸田の3代の政権が貫いてきた方針である。2018年8月の翁長雄志知事の死去にともなう9月知事選挙での玉城デニー知事の圧勝、2019年2月の県民投票における70%を超える県民の反対の意思表示にもかかわらず、日本政府はその方針をまったく変えなかった。沖縄県民と多くの本土住民との連帯による粘り強い反対運動にもかかわらず、辺野古新基地建設が強行されている。〈地方自治〉は、たえず政府与党などによる分断にさらされてきた。日本の立法、行政、司法の権力は、その総力

を挙げて（沖縄の）県民と県政を攻撃し続けている。

辺野古沿岸部の埋立事業、大浦湾埋立てなどの裁判では、沖縄県民の生活や権利、自然環境の保全、あるいは地方自治体としての沖縄県の権限の必要性・根拠やその行使の当否こそが、判断されなければならなかった。だが、最高裁はいずれもこれらの審査・判断を避けた。

沖縄県と国の法的政治的争いのなかで、人権、個人の尊厳、平和、持続可能性など、私たちが「やっと勝ち得た価値体系」というべき〈法〉の果たすべき役割が非常に明確になってきたことが注目される。沖縄県知事は、日本政府が求める米軍基地の建設や維持によって、沖縄県民が「誇りある豊かさ」の実現の条件が失われると判断した際、自らの責任を果たすため、政府と異なる判断をすることもある。これが、地方自治法という「住民の福祉の増進」の意味であろう。政府と裁判所さえもが日本国憲法の理念を壊す側に回っている。憲法を「やっと手に入れた」沖縄県民のとりくみは「地方自治」を形づくる一方で、1997年の名設市民投票のとき以来の「沖縄振興策」、とくに再編交付金や一括交付金などによって分断されている。このアメの効き方が、昨今の選挙結果に反映される。沖縄のたたかいは、こうした分断とのたたかいでもある。住民自身による自治や連帯といった、運動のなかで地域社会におのずと生まれるものを、政府は突き崩そうとし、県民は守ろうとたたかっているのである。

## 寄稿： 福島原発事故による健康被害について（その2）

大倉 弘之

前回に続いて福島県の小児甲状腺がんの多発について考える。お断りをしておくと、前回、津田氏の論文の一部を引用する形で述べたが、数値的なことなどはその論文の要約ではなくて、私なりの計算を示した。その際、例えば1巡目の検査時期が3回に別れているのを2年後の1回で代表したり、年齢分布なども一様として単純化してある。それでも大きな傾向は変わらない程の異常な多発ということである。

この多発の原因が原発事故である可能性は、前回触れたように、福島県の検討委員会・甲状腺評価部会の1巡目に対する「中間まとめ」で指摘されていた。ただその一方で、「放射線の影響とは考えにくい」として、その理由をいくつか挙げてはいるが、明確な根拠とは言えず、「今後、仮に被ばくの影響で甲状腺がんが発生するとして、どういうデータ（分析）によって、影響を確認していくのか、その点の「考え方」を現時点で予め示しておくべきである。」としていた。しかし、これについては何も示されないまま現在に至っている。これでは、この委員会や評価部会には原因について論じる能力あるいは資格がない状態が続いていることになる。ところが、2巡目の結果がまとまってきた段階で、甲状腺がんの発見率の調整例が示され、避難区域等13市町村、中通り、浜通り、会津地方で、それぞれ10万人当たり、1巡目で順に33.5, 38.4, 43.0, 35.6人だったのが、2巡目で49.2, 25.5, 19.6, 15.5人（観察期間等で調整した発生率では毎年10万人当たり21.4, 13.4, 9.9, 7.7

人）と地域差が顕になると「さらに調整が必要」などとして、それ以降地域分けの考え方を変更することになる。1巡目の「中間まとめ」では、地域差が明確でないことを「放射線の影響とは考えにくい」理由の一つに挙げていたが、この理由が無効になった。さらに、最近も研究モデルを大きく変更して、事故の影響の判断を避けながら、その後も「過剰診断」論を掲げ続けているのである。「過剰診断」については前回、チェルノブイリでの経験から多発の根拠にはならないことを述べたが、今回もこの「過剰診断」についてもう少し立ち入って考えてみたい。

福島県の甲状腺がん検診と治療の責任者として初期から検討委員会に医大側から出席し報告していた鈴木眞一氏が、学会専門誌（日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌第35巻第2号, pp.70-76, 2018）に公表した「検診発見での甲状腺癌の取り扱い 手術の適応」を参照する。冒頭で、「本邦では90年代半ばに甲状腺超音波検診での過剰診断を経験し、成人での微小がんの非手術的経過観察の試みが開始されたり、超音波検査での過剰診断を防ぐ取り組みがなされてきた」として、それを踏まえた福島での検診方針策定の考え方が示されている。当時提唱されていた対策として、「1. 超音波検査を検診に用いない 2. 検診に用いるとしても検出する腫瘍の大きさを制限する 3. 穿刺吸引細胞診を行う適応を制限する 4. 癌と診断されても直ちに手術をするのではなく経過を見ることなどが考えられる」を挙げながら、1と2については「通常

診療でどこでも甲状腺超音波が使用されているので避けて通れない」として2を採用する。これが前回概略を紹介した5 mm以下の結節をA2判定として二次検査をせず2年後の次回検診を薦めるガイドラインに反映していることがわかる。これは「一生取らなくてもいい可能性のあるラテント癌の大半が5 mm以下であることによる」としている（ラテント癌は潜在がんと同義）。さらに3への対応として「精査基準を設け、過剰診断とならないように、小さくて、非浸潤性のものはなるべく

経過観察にすべく制限している」として分類基準の表1, 2（鈴木報告からの引用）が掲げである。そして、細胞診を5 mmを超え10 mm以下の場合は表1の「悪性を強く疑う場合」、10 mmを越える場合は表2の「悪性を疑う場合」または20 mmを超える場合に限り、それ以外は経過観察に回すという基準が示されている。次に4に関して、大人には既の実施しているが、「小児若年者には明らかなエビデンスはないものの、手術を考える場合には一応考慮すべき事象である」としている。

表1．悪性を強く疑う場合

|      | <主> |               |        |     | <副>        |              |
|------|-----|---------------|--------|-----|------------|--------------|
|      | 形状  | 境界の<br>明瞭性・性状 | 内部エコー  |     | 微細<br>高エコー | 境界部<br>低エコー帯 |
|      |     |               | エコーレベル | 均質性 |            |              |
| 良性所見 | 整   | 明瞭平滑          | 高～低    | 均質  | (-)        | 整            |
| 悪性所見 | 不整  | 不明瞭粗雑         | 低      | 不均質 | 多発         | 不整/無し        |

甲状腺結節（腫瘍）超音波診断基準文献[6]より改変

表2．悪性を疑う場合

|      | <主> |               |        |     | <副>        |              |
|------|-----|---------------|--------|-----|------------|--------------|
|      | 形状  | 境界の<br>明瞭性・性状 | 内部エコー  |     | 微細<br>高エコー | 境界部<br>低エコー帯 |
|      |     |               | エコーレベル | 均質性 |            |              |
| 良性所見 | 整   | 明瞭平滑          | 高～低    | 均質  | (-)        | 整            |
| 悪性所見 | 不整  | 不明瞭粗雑         | 低      | 不均質 | 多発         | 不整/無し        |

甲状腺結節（腫瘍）超音波診断基準文献[6]より改変

この後、手術適用についてもできるだけハイリスクなものに限るように慎重な検討が行われている。この報告時点での福島の検診による「悪性ないし悪性疑い」診断の172例（1巡目に加えて2巡目の一部を含む）について、特に「過剰診断治療にはなっていないのか？」

として、症例報告が続く。この内容はかなり専門的で完全には理解できないが、例えば、2016年3月31日までに手術が行われた132例中、鈴木氏所属の科で手術が行われた126例で125例が術後甲状腺癌と確定したとする（なお、福島県の発表では術後確定したもの

のみを「甲状腺がん」としているが、手術後良性であることが分かった例はこれまで1件のみであり、津田氏の論文でも筆者も細胞診による「悪性ないし悪性疑い」診断の内この1例のように診断が変わったもの以外を単に「甲状腺がん」と呼んでいる。手術非適用だからと言ってがん診断が取り消されたわけではないので)。手術直前の平均腫瘍径は 14 mm (5.0~53 mm)であったことや、例えばリンパ節転移は術前診断では 22.4%だったのに対し術後は 77.6%、気管周囲リンパ節転移も術前 4%に対し術後 60.8%と、術後の判明が高率であったことや、肺転移疑いが3例あったことなどが示され、全摘は11例の8.8%のみで残りの91.2%が片葉切除であったことなども分かる。チェルノブイリでは68%が全摘ないし亜全摘であったのに比べると早期診断による効果が現れているように見える（大倉の感想）。鈴木氏は、以上を含む詳しい所見を踏まえて「福島での手術例に関して、過剰診断を裏付けるような術後病理結果は出ていない」とまとめている。

鈴木氏は、「それでは福島の検診発見甲状腺癌は放射能の影響なのか？」と節を改め、「現時点ではそれを積極的に裏付けるエビデンスは得られておらず」としていくつか理由を挙げて「否定的である」としている。その理由は概ね1巡目の「中間まとめ」の項目と重なり、根拠は依然薄弱とを感じるが、その「中間まとめ」では原発事故の影響か「スクリーニング効果」のいずれかとしていたことと両立しない。鈴木眞一氏が健康調査検討委員会

と甲状腺評価部会に県立医大側から出席していたのは 2014 年度までで、本報告時点では検討委員会から離れていたことになるが、委員会内での確執等があったかどうかは不明である。最後の部分はともかく、甲状腺外科医としての真摯な姿勢が本報告からは感じられる。

今回ここまで「過剰診断」について詳しく見てきたのは、今様々な形で「過剰診断論」を唱えながら、甲状腺検査の中止や縮小を求める動きが活発であり、再度確認しておくことが極めて重要と考えたからである。前回予告した UNSCEAR については、また改めてとしたいが、実はこの UNSCEAR も今年 7 月に「アウトリーチ」と称して数名のメンバーが来日した際の記者会見で福島の甲状腺がんの多発について、「超高感度のエコー検査によるもの」と殊更「超高感度」を強調した説明をしたのである。これは、闇雲に小さながんを見つけて「過剰診断」を起こしているかのような印象を与える悪質な発言で、鈴木報告を見ていただければ分かるように、エコー装置の感度が高いことは診断の各段階でより的確な判断に繋がるメリットしか考えられない。それは表 1 から察せられるように、画像が不明瞭なハイリスクながんの見落としを避ける意味も含んでいる。UNSCEAR についてはその設立の歴史的経緯を含めて論じることが多いが、日本政府などが国際機関としてその権威を利用する場面が多いだけに、筆者も今回のそのような発言には、ここまで酷いのかと驚いた次第である。（続く）

## 随想：ある大学人の葬儀をめぐる思い出すこと

清水 民子

「国葬」が強行された。「反対」や「抗議」の声が公然と大きく上げられたのが救いだと思った。憲法に反するという理念的・制度的な理由だけでなく、その経費の大きさを「無駄遣い」と誰もが指摘した。

ところで、大学にも国葬の「〇億」とはいかないまでも理不尽と思える（私が思った）出費と儀礼的慣習はあった。30年以上も前のことだから今はなくなっていればうれしい。

私の父は某国立大学の学長を1969年12月から1973年12月まで務めた。退任後ほどなくS字結腸がんを患い、何とか生き延びていくつかの団体や機関の名誉職を務めた後、胆管がんて1991年の7月に没した。

父の病気がかなり悪化した頃、大学本部からコンタクトがあった。病状なども訊かれたが、要するに死期と葬儀の形式（主催者）を知りたいらしかった。もちろん、私人として（慣習からいえば「家」として）送るしかないのにどうして大学が？と思えば、ことは簡単ではなかった。元学長（あるいは叙勲が関係か？）の死は文部省（当時）に届けを出す。文部省はしかるべきルートで天皇からの弔意をいただく手続きを取る。「そのために大学は事務官を一人出張させます。金曜日の午後などに亡くなられると…出張の段取り等で（困る）」という主旨を伝えたかったらしい。そういわれても、家族は「いつ何かあってもおかしくない」といわれ続けて2か月ほどもはらはらしながら自分たちの職務をこなしてきている（「お父さん、今週はがんばってね、今日は生きていてね」と祈りながら）。延命治療の

理由のひとつが、父の所属していた教室の現任教授が長期の海外出張中で（私たち家族は気に留めなかったのだが）、主治医の方々には「〇〇先生がお帰りになるまで持ちこたえる」ことであったらしく、彼が7月半ばに帰国して見舞いに来た時には、主治医のひとりが「ほっとした」と口にしたのに驚かされ、そこで家族もいよいよ…とあらためて覚悟しなおしたのだった。

とにかく「金曜日には死なないように」といわれても家族にはどうしようもない。それにしても大学職員1人が公務として1日の仕事時間と新幹線往復費用（当家の葬儀費用に請求するとはいわれなかったので大学の予算からなのだろう）をかけていただいてくる「皇室の弔意」——知らなかった、そんなの。辞退はできないのか——父本人は意思表示の出来る状態ではないし、これまでのように大学の決めていることには従うだろう。弔意をいただくのはしかたないとして、職員の働き方として、そんな出張どうなの？「組合は知ってんの？何とかせえへんの？」わが家の組合員（夫）にはぼやいてみたけれど、そんな議論はしていられなくて、父の死と葬儀のための日々を迎えることになった。

このたびの「国葬」に際して、思い出してみても、やはり私のわだかまりは消えない。「皇室の弔意をいただいて葬る」「そのために出張という公務が発生する」というのは、プチプチ国葬・大学版とでもいえるのではないだろうか。

## 「自然科学懇談会」再開と例会のお知らせ

自然科学懇談会は、新型コロナウイルスのパンデミックにより、2年9ヶ月ほどの休会を余儀なくさせられましたが、来月〈第36回例会〉再開することになりました。皆さま奮ってご参加いただけますようお願い申し上げます。

日時：11月12日（土）13：30～15：30

会場：京大楽友会館1階

講師：加藤利三（京都大学名誉教授・物理学）

演題：「地球が危ないー温暖化の進行と異常気象の多発」

要旨：

昨年8月IPCC第6次報告は、「地球の温暖化は人類の活動によることは疑いない。」と断定した。21世紀末に、地球の気温が安定した状態なるには、2050年までに気温上昇を1.5～1.9℃になるよう温室効果ガスの排出を抑える必要があると報告した。

また昨年11月英国グラスゴーで開催された、COP26では全参加国は、2050年までに気温上昇を1.5℃以下に抑えることに合意し、各国がそれぞれ目標を提示し、CO<sub>2</sub>削減に取り組むことを約束し、全世界が協力して取り組むことを確認した。一歩前進であった。

今年2月24日、始まったロシアのウクライナ軍事侵攻は、国連総会で大きな批判を浴びたが、その後のウクライナ戦争は長期化の様相を示し、出口が見えない状況である。このため温暖化阻止の国際協力に大きな障害となっている。戦争は最大の環境破壊であり、大量の温暖化ガスの放出源である。速やかにウクライナ戦争を停止し、国際協調を取戻すべきである。1850～1900年比での気温上昇は、今年すでに1.1℃に達していると伝えられ、残された余地は少ない。地球の危機を前に世界を分断していみ合っている時ではない。

人類の愚かさを叱責するかのように、世界各地で年々異常気象が頻発しており、温暖化の深刻さを警告している。今年の夏、ヨーロッパでの異常高温と旱魃、世界各地での山火事、中国内陸部での深刻な旱魃、パキスタンでの集中豪雨、日本での早い梅雨明けと異常高温と各地での集中豪雨など、過去数十年～数百年来の異常気象と伝えられている。「生き残れる地球」を次世代に残すために、世界が協力して取り組みを急ぐことが求められている。後がないことを認識すべきである。

## 支部主催・関連行事案内

### 1. 10.29 日本の学術の再生をめざす講演会

—権力による学問への攻撃を許さず 市民とともに学術を発展させるために—

日時：10月29日（土）

午後13:00 開場、午後13:30 開会、17:00 閉会

会場 同志社大学新町キャンパス臨光館（りんこうかん）R301 教室

### 2. 自然科学懇談会第36回例会

日時：11月12日（土）13:30～15:30

会場：京大楽友会館1階

講師：加藤利三（京都大学名誉教授・物理学）

演題：地球が危ない—温暖化の進行と異常気象の多発

### 3. 11.3 憲法集会

日時：11月3日（木）13:30 開会

場所：円山公園

開会あいさつ：高山佳奈子

講演：小森陽一

15:20～ デモ

### 4. 京都支部10月拡大読書会（終了）

日時：10月9日（日）13:00～16:30

場所：キャンパスプラザ京都

内容：JJS 9月号特集「社会的ひきこもり」

## ◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

### 1. 会員の現況（10月1日現在）

一般会員：180

特別会費会員：2

家族割り特別会費会員：3

若手会員：13 ※ 大会の承認で一本化。

会員合計：198人

読者：3

### 2. 会費納入状況（10月1日現在）

2022年度納入者：一般 156/180、特別 1/2、家族 3/3、若手 4/13

2021年度納入者：一般 6/16、若手 0/4、若手特別 1/2

2020 年度・2021 年度未納者（休会者）：一般 1 人，若手特別 1 人

### 3. 会計報告 2022 年 9 月決算

#### 2022 年度累計

収入累計 2,453,507 円

支出累計 1,356,478 円

収支累計 1,097,029 円

前年度繰越金 213,278 円

9 月末残高 1,310,307 円

#### 2022 年 9 月決算

9 月收入合計 115,200 円

9 月支出合計 61,039 円

9 月分収支 54,161 円

前月繰越金 1,256,146 円

9 月末残高 1,310,307 円

# 10.29 日本の学術の「再生」をめざす講演会

— 権力による学問への攻撃を許さず 市民とともに学術を発展させるために —

こんにちの学術をめぐる「危機」的な状況について学び、学術の「再生」に向けて市民社会とともに考えることを目的として講演会を企画しました。

日本学術会議、軍学共同研究、政治家による研究への攻撃、七三一部隊に焦点をあてて講演いただきます。ぜひ多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。



日時：2022年10月29日（土）13時30分～17時（13時 開場）

場所：同志社大学＜新町キャンパス＞ 臨光館 R 3 0 1 教室

## 【講師・演題】

■ 永田 和宏 氏（J T生命誌研究館館長、歌人、京都大学名誉教授、京都産業大学名誉教授）

「学問における批判性 — 学術会議会員任命拒否問題 — 」

■ 池内 了 氏（名古屋大学名誉教授）

「加速する軍学共同路線 — 安全保障に取り込まれる『学』 — 」

■ 伊田 久美子 氏（大阪府立大学名誉教授、日本学術会議連携会員）

「政治家による学術研究の名誉毀損 — フェミ科研費裁判の争点 — 」

■ 吉中 丈志 氏（公益社団法人京都保健会理事長、京都大学医学部臨床教授）

「七三一部隊と京都大学 — 学問の戦争への動員を許さないために — 」

※ 講演会は、IWJで生中継（ライブ ネット配信）する予定です。

IWJ Independent Web Journal <<https://iwj.co.jp>>

主催：日本科学者会議京都支部

共催：京滋私大教連、京都府公立大学法人労働組合、  
京都府保険医協会、他要請中

連絡先：竹中寛治（[tak.kanji@gmail.com](mailto:tak.kanji@gmail.com)）

細川 孝（[hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp)）

地下鉄「今出川」駅から徒歩10分 市バス「上京区総合庁舎前」から徒歩3分

※ 会場ではコロナ感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。

